

告 示

埼玉県告示第八百六十三号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査及び電子基準点付属標取付観測）

二 作業地域

春日部市

三 作業期間

令和二年九月一日から令和三年一月三十一日まで